

千葉県窒素酸化物対策指導要綱の一部改正(概要)

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針(令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号)に基づき押印廃止等を行う。

また、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境関係省令の整備に関する省令(令和2年政令第304号)による大気汚染防止法の届出等様式の改正にあわせ様式の単位表記を変更する。

2 改正概要

- ・様式1及び様式2から「印」を削り、様式1に連絡先を記載できる箇所を追加
- ・様式1別紙及び様式2の単位の表記を大気汚染防止法の届出等様式の表記にあわせ変更

3 施行期日

令和3年9月30日